

# 三好市こども計画策定支援業務委託仕様書

## 1 業務名

三好市こども計画策定支援業務委託

## 2 業務の目的

三好市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「第2期三好市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって計画期間が終了することから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする次期計画を策定する。この次期計画は、令和5年4月に施行されたこども基本法第10条第2項において「市町村こども計画」が努力義務化されたことに伴い、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「子どもの貧困対策計画」「子ども・若者計画」を一体的に包含した「三好市こども計画」として策定する。

本業務は、現行計画の現状分析、評価及び課題等の整理、子どもや子育て世帯等の生活実態や動向、ニーズ等を把握・分析するための調査の実施、当事者である子ども・若者の意見聴取、事業量の見込、確保方策数値の設定、三好市子ども・子育て会議の運営支援などを実施し、その結果を踏まえて三好市こども計画を策定することを目的とする。

## 3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 4 計画策定の留意点

三好市こども計画は、第2期三好市子ども・子育て支援事業計画に位置づけた「市町村子ども・子育て支援事業計画」「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村における子どもの貧困対策計画」に加え、新たに「市町村子ども・若者計画」を包含して策定するものである。

計画の策定に当たっては、国の「こども大綱」及び令和6年度に策定が予定されている「徳島県こども計画」を勘案するとともに、国、県及び近隣自治体の子ども・子育て支援の動向、関係法令等の制定、改廃、市の関連計画の動向等にも十分に留意することとする。

## 5 業務内容

### (1) ニーズ調査及び生活実態調査

子育て家庭の生活実態及び子育て支援に関するニーズを把握し、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における需要量の見込みを設定する上での基礎資料とするため、アンケート調査を行い、調査の集計を行う。また子ども施策の検討及びこども計画策定のため、子どもの意見聴取の手法として生活実態調査を実施し、結果を報告書及び三好市子ども子育て会議の資料として使用できるよう取りまとめる。

調査項目の設定については、国の指針等によるもののほか、専門的知識及び経験に基づき、必要な調査項目等の提案を行う。調査票は、調査対象ごとに作成することとし、三好市子ども子育て会議の意見を踏まえ、調査票の修正・追加等を行う。

① 調査対象者及び標本数（予定）

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ・ 未就学児童の保護者     | 600名（ニーズ調査）  |
| ・ 小学生児童の保護者     | 600名（ニーズ調査）  |
| ・ 小学高学年及び中学生児童  | 300名（生活実態調査） |
| ・ 16歳から29歳までの市民 | 300名（生活実態調査） |

② 抽出方法

発注者が、住民基本台帳等から上記対象世帯を抽出し、宛名ラベルを作成する。

③調査方法

調査票は、郵送により配布し、郵送による回収を基本とするが、インターネット等の活用など回収率向上のための方策について、受託者からの企画提案を基に協議して決定する。

※ 調査票及び発送用封筒・返信用封筒の印刷、発送封入・封かん作業は受託者が行う。

宛名ラベルの作成は市が行う。なお発送及び回収にかかる経費は受託者が負担する。

④調査期間 令和6年4月から6月末までの期間において実施予定

⑤調査に関する成果品

調査結果報告書（様式任意）1部及び電子データ1式を提出すること。

⑥成果品の納入期限 令和6年7月31日

(2)現状の分析と課題の整理

調査結果並びに第2期三好市子ども・子育て支援事業計画の取組みに関する評価及び現状を分析し、三好市における課題を明らかにする。自由回答欄のデータ入力も行い、内容別に分類し整理する。その他市が要望する集計作業を行う。

(3)需要量の推計・目標量の検討

調査結果及び人口推計等をもとに、子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」等が検討できるよう集計・分析を行うとともに、三好市の施策意向、三好市子ども・子育て会議の審議内容を考慮し、需要量の推計及び目標量の検討を支援する。

(4)事業計画骨子案の策定

検討分析結果及びこども大綱等を踏まえた計画骨子案（事業計画の方向性・概要を示すもの）をとりまとめる。

(5)三好市子ども・子育て会議の開催支援

三好市子ども・子育て会議（令和6年度は3回程度開催予定）の開催にあたり、資料原稿の作成及びオブザーバー出席などの開催支援ならびに討議結果をその後の作業に反映させる。

(6)事業計画案の策定支援

(1)～(4)の結果を反映し、計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果に基づき計画案を修正する。

(7)パブリックコメントの実施支援

計画案に関して三好市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

#### (8)計画書の作成

確定した三好市こども計画の計画書を作成する。

### 6 成果品

- |                        |      |
|------------------------|------|
| (1)計画書（A4判カラー100ページ程度） | 100部 |
| (2)計画書データ（編集可能な形式のもの）  | 1式   |
| (3)概要版（A4判カラー8ページ程度）   | 100部 |
| (4)概要版データ（印刷用データ）      | 1式   |

※ 成果品については、市民が理解しやすく、分かりやすいものにすることを意識し、具体的な内容については、三好市と協議の上決定する。

※ 受託者は、成果品を三好市に提出し検査を受け、その結果、本仕様書並びに協議による内容を満たさない場合は、速やかに修正等を行う。

※ 受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、納品完了後であっても、受託者は速やかに三好市が必要と認める訂正、補正、その他の必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。

### 7 著作権の帰属

成果品についての著作権及び所有権については三好市に帰属する。受託者は三好市の許可なく成果品を第三者に公表または提供してはならない。

### 8 その他

- (1)国及び県等から新たな方針が出た場合は、その都度協議するものとする。
- (2)この仕様書に定めるものの他、独自の提案事項がある場合には、企画提案書に記載し、提案すること。

### 9 留意事項

- (1)本業務の受注及び遂行に当たっては、三好市と十分な打合せを行うこと。
- (2)十分な実績、経験、技術及び知識を有する技術者を配置すること。
- (3)受託者は、三好市から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4)本仕様書に関して疑義を生じた事項及び定めのない事項は、受託者と三好市で協議の上、決定するものとし、受託者の一方的な解釈によってはならない。
- (5)業務遂行上必要な資料で、三好市が保有しないものについては、受託者の責任と負担において収集すること。
- (6)業務中に生じた諸事故並びに三好市または第三者に与えた損害に対しては、受託者の責任において処理すること。